

納税地	
氏名	殿

第
年
月
日

(整理番号)

税務署長

消費税及び地方消費税の
自 年 月 日 通知書並びに加算税の賦課決定通知書
至 年 月 日 課税期間分 ()
及び地方消費税の加算税を下記のとおり) の消費税及び地方消費税並びに消費税
及ぶ賦課決定します。

記

区分		分	A 既確定額()	B 調査額()
消費税	課税標準額	1	円	円
	消費税額	2		
	控除過大調整税額	3		
	控除対象仕入税額	4		
	返還等対価に係る税額	5		
	貸倒れに係る税額	6		
	控除税額小計(4+5+6)	7		
	限界控除前の税額(2+3-7)	8		
	控除不足還付税額(7-2-3)	9		
	限界控除税額	10		
	差引税額(8-10)	11		
	中間納付税額	12		
	納付税額(11-12)	13		
	中間納付還付税額(12-11)	14		
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	15	
		差引税額	16	
	譲渡割額	還付額	17	
		納税額	18	
	中間納付譲渡割額		19	
	納付譲渡割額(18-19)		20	
	中間納付還付譲渡割額(19-18)		21	
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付△印)税額 (13+20-9-14-17-21)			22	
消費税及び地方消費税の合計税額の増減額(減額△印)			23	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告 加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書により納付すべき税額、減少する税額又は還付金額は、次表のとおりとなります。

区分	本税額	過少申告加算税額	無申告加算税額	重加算税額
納付すべき税額	円	円	円	円
減少する税額				
還付金額				

この処分の理由

この通知書に係る処分は、
の職員の調査に基づいて行いました。

電子通知

- 1 納付すべき税額及び延滞税は、同封の納付書・納税告知書により、までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
 なお、「減少する税額」欄の税額が既に納付されている場合又は「還付金額」欄の税額がある場合において、他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。
 ※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

- 2 本税額と併せて納付すべき延滞税は、次の算式により計算してください。

納付すべき本税額 (注) 1	× 延滞税の割合 (注) 2	× 期間(日数) (注) 3 法定納期限の翌日から 完納の日まで	= 延滞税の額 (注) 4
3 6 5			

○ この通知により納付すべき本税額の内訳

消費税	円
地方消費税	円

- (注) 1 本税額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 また、本税額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数があるときは、その10,000円未満の端数を切り捨てた後の金額により計算してください。
 なお、消費税又は地方消費税額のいずれかが減額となる場合には、その減額となる本税額は、上記の算式の本税額には含まれませんのでご注意ください。
- 2 令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合
 ・納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
 ・納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合
 なお、「延滞税特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の1月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。
 また、令和2年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。
 詳しくは、税務署にお尋ねください。
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
 なお、次のかつて内に期間の記載がある場合には、その期間は、国税通則法の規定により上記の計算期間に含まれないことになりますから、その期間の日数を差し引いた後の日数により延滞税の額を計算してください。
 (自) ～ (至) ～ ()の期間
- 4 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合は、これを納付する必要はありません。
 また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

- 3 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

- 4 不明な点がありましたら当税務署にお問い合わせください。

5 消費税について、異なる税率を適用している場合の課税標準額及び消費税額の内訳は次のとおりです。

課税標準額	
税率	既確定額() 円
3.0%分	
4.0%分	
6.3%分	
6.24%分	
7.8%分	

消費税額		
税率	既確定額() 円	調査額() 円
3.0%分		
4.0%分		
6.3%分		
6.24%分		
7.8%分		